

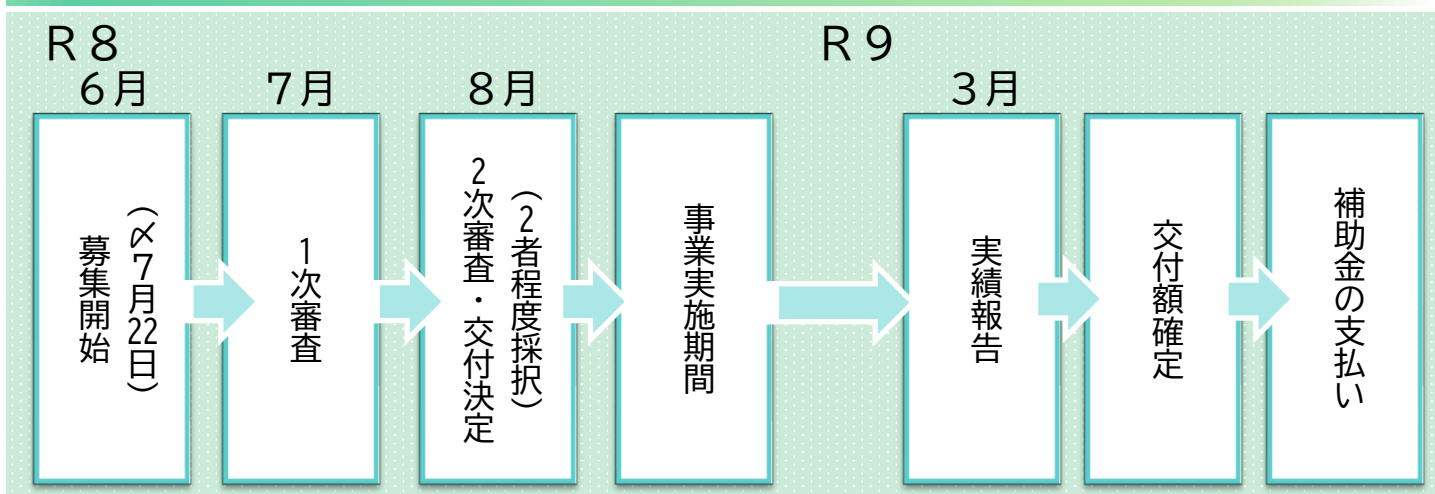
# 令和8年度 スタートアップ支援補助金

県内の社会課題や地域課題の解決に向けて活動する  
スタートアップが開発する製品やサービス等の実証等を支援します。

## 補助金の概要

- 01 対象期間 交付決定日～令和9年2月26日（金）まで
- 02 補助率、補助限度額 補助率2/3以内、補助限度額300万円
- 03 補助対象経費 人件費、旅費、消耗品費、報償費、委託費、通信運搬費、貸借料、広告宣伝費

## 事業スケジュール



## 募集期間

令和8年6月2日(火)～令和8年7月22日(水)まで

## 応募方法

右記の二次元コード、もしくは以下のURLから 応募はコチラ  
お申込みください。

<https://logoform.jp/f/wG10Z>

(応募は電子申請のみです)



詳細はコチラ



※ここでいう「スタートアップ」とは、「新技術や新たなビジネスモデルを開発し起業した企業（中小企業者（中小企業基本法における中小企業者）かつ未上場の企業）、あるいは新技術や新たなビジネスモデルを新規事業として立ち上げをする企業（中小企業者（中小企業基本法における中小企業者）かつ未上場の企業）」のこと。

## 補助対象者



県内の社会課題や地域課題の解決に向けて活動するスタートアップをいう。

※また、次に掲げる要件に全て該当しない事業者であることが必要です。

- (1) 行政庁が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者
- (2) 過去に国・都道府県・市区町村等から助成・補助を受け、不正等の事故を起こした者
- (3) 会社更生法又は民事再生法による申立て等、事業の継続性について不確実な状況が存在する者
- (4) 事業の実施にあたって必要な許認可を取得せず、関係法令を遵守しない者
- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社勢力との関係を有する者、また、県の認定先として社会通念上適切ではないと判断される者
- (6) その他、三重県が認定先として適切でないと判断する業態を営む者

## 補助対象事業

- (1) 県内の社会課題や地域課題の解決に資する新技術や新たなビジネスモデルを有する事業であること。
- (2) 県内で実施される事業であること。
- (3) 県内の地域資源（例えば、特産品、景観、地形、伝統産業等。）や実証フィールドの活用等、県内事業者との連携（例えば、実証実験、共同研究等）を行う事業であること。
- (4) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (5) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条において規定する風俗営業等）でないこと。
- (6) 補助対象期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含む。）又は県市町の他の補助金、助成金の交付を受けていないこと。

## お問合せ先

〒514-8570  
三重県津市広明町13番地三重県庁本庁舎8階

三重県雇用経済部 産業イノベーション推進課 技術革新班  
スタートアップ支援補助金担当 奥村・小松  
TEL:059-224-2227 E-Mail:[sougyo@pref.mie.lg.jp](mailto:sougyo@pref.mie.lg.jp)

三重県スタートアップ支援



(県HP)



(県facebook)